

令和3年3月18日

新城市長 穂積亮次様

新城市市民自治会議

会長 鈴木 誠

新城市自治基本条例について（答申）

令和2年7月16日付け新ま3・2・1にて諮問のありましたこのことについて、検討した結果を下記のとおり答申します。

記

1 新城市自治基本条例に定める地域自治区制度の新たな可能性について

地域自治区制度は、制度導入以降、市民による市政参加と市民協働の充実強化を促し、市民自治社会実現に貢献する地方自治制度として機能してきたといえる。

しかし、地域協議会の委員となって市政参加や市民協働に取り組む住民は急速に高齢化し、市民社会の実現を牽引してきた公共人材の固定化、高齢化を一層加速し、若い世代の市政参加や市民協働が難しくなりつつある。

市民自治会議では、本市地域自治区制度の新たな可能性について検討するにあたり、上記の問題意識を共有し、本市を除く全国12自治体の地域自治区制度についてアンケート調査を実施した。この調査では、地域協議会の委員構成をはじめ会議回数、協議会運営の課題などを中心に行った。その結果、全国の地域協議会に比べ新城市の地域協議会では、①委員に若い世代が多い、②話し合いの場となる会議回数が多い、等の特徴があることを知ることができた。他方、全国の地域協議会と同様に、①協議会の委員になろうとする人材が常に不足している、②協議会と連携して地域でまちづくり活動に取り組む人材を育成したり発掘する作業がおくれている、等が課題になっていることも把握することができた。

市民自治会議では、以上の調査結果をもとに、複数の自治体に対して再調査を実施し、新城市の地域自治区制度の新たな可能性を検討することに努めた。しかしながら、今年度の市民自治会議は、初めてオンライン会議を導入したり、2度目の緊急事態宣言発令下では、書面会議に切り替えるなどしたため、委員同士で活発に意見交換することができなかった。そのため、本市地域自治区の活動評価に関する事項については検討が不十分なままであり、新たな可能性を提示するに至ることができなかった。

市民自治会議としては、今年度の調査成果を参考に、本市の地域協議会委員との意

見交換や意識調査を新たに加え、活動面と運営面から本市地域自治区制度の新たな可能性について答申する機会をいただきたい。

[今年度調査研究を通じた留意点]

全国12の地域自治区制度に関して、今後、市民参加及び市民協働の観点からより一層調査研究すべきと思われる箇所は、次の通りである。

- 宮崎市の地域自治区制度で導入されている「ノウハウを有する人材アドバイザー」の制度。地域協議会が市民の意見を待つだけでなく、人材アドバイザー制度を活用し、市民意見をまとめ、市民協働へと導くことが重要である。
- 宮崎市の人材アドバイザー派遣は、地域の市民ニーズを把握し、どのような事業が地域協議会に求められているかを把握するうえで役立つ制度である。新城市にもふさわしい制度であるかを検討する必要がある。
- 本市の地域協議会では、委員など役員のみならず手不足を解消するために、PTA 役員、地域活動団体、消防団などを委員に加えている地域協議会もある。他市の地域協議会でも同様の試みが散見されたが、地域協議会の役員不足が解消されているのか否か、実態調査を行う必要である。
- 本市の地域協議会委員への若者登用は、飯田市の公民館活動と類似している面がある。飯田市の公民館活動と同様に、本市では若者が若者議会で委員を経験し、地域協議会の委員や区役員にも登用されている。この状況を若者登用の本市らしい仕組みとして評価し、充実強化を図れないかを検討する必要がある。
- 若者の自治活動での参加の入口はライフステージごとに行われる各種イベント（幼稚園～小・中学校保護者会、お祭り、消防団など）にある。この各経験を、地域のまちづくり活動へと繋げてもらう必要がある。各種イベントと地域協議会とが情報交換や連携を図り、ライフステージを通じて地域の担い手育成につなげていけるかを検討すべきである。
- 市民一人ひとりが地域の問題点を話し合い、より良くするために意識を高め、行動することが重要である。地域協議会は、交付金の審査等を行うだけでなく、実行する組織になるべきだが、そのためには人材が必要である。地域に気づきを持たせるイベントや活動団体と地域協議会が連携し、役員になってもらう仕組みを検討することが必要である。